

推薦対象者の資格に関するQ&A

- Q** 在留資格が「留学」以外の学生も推薦できますか？
- A** 申し訳ありませんが、ご推薦いただけません。
- Q** 研究生も推薦可能ですか？
- A** 申し訳ありませんが、研究生の方はご推薦いただけません。非正規留学生の方は対象外となっております。
- Q** 2015年4月入学確定者を来日前に推薦することは可能ですか？
- A** 申し訳ありませんが、ご推薦いただけません。願書とともに在学証明書、住民票を提出していただきますので、募集開始時点で、日本にいる方が対象となります。
- Q** 2015年秋に卒業するのですが、推薦可能ですか？この場合、半年分の奨学金の受給は可能ですか？
- A** 申し訳ありませんが、ご推薦いただけません。対象者は、給付期間（2015年4月から2016年3月まで）に在学している方のみとなります。また、半年分の奨学金給付は行っておりません。
- Q** 過去に直接応募で採用されたことがある人や応募したことがある人は、推薦できますか？
- A** 申し訳ありませんが、過去に直接応募で応募したことがある人は可否にかかわらずご推薦いただけません。4月から募集開始する「直接応募」でご応募ください。

- Q** 長期履修生は推薦できますか？
- A** 申し訳ありませんが、長期履修生や標準修業年限を越えている方（オーバードクターを含む）、標準修業年限内での修了が見込めない方はご推薦いただけません。採用されてから卒業延期となった場合は採用が取り消されます。
- Q** 年齢制限はありますか？
- A** 2015年4月1日時点で満38歳以下の方をご推薦ください。
- Q** 他奨学金を受給している場合は推薦できますか？
- A** 2015年4月1日から2016年3月31日にかかる奨学金の受給が決定している方は、ご推薦いただけません。

提出書類に関するQ&A

- Q** 奨学生願書はどのように入手できますか？
- A** 願書は郵送したものをコピーしてお使いいただくか、メールに添付したものをプリントアウトしてご利用ください。当財団ホームページからはダウンロードできません。新規申請と継続申請では願書のフォーマットが異なりますのでご注意ください。誤ったフォーマットで応募された場合は選考対象外となります。
- Q** 奨学生願書④「学歴・職歴」はどのように記入すればいいですか？
- A** 母国の最終学歴から現在までの経歴（日本語学校や研究生等含む）を記入してください。職歴がある場合は具体的に記入してください。
- 記入例**
- | | | | | | |
|------|----|---|------|---|------------------------------|
| 2005 | 9 | ～ | 2009 | 7 | 〇〇大学 △△学部 ××学科 (中国〇〇省△△市) |
| 2009 | 9 | ～ | 2010 | 8 | 株式会社〇〇〇 研究開発職 (中国〇〇省△△市) |
| 2010 | 9 | ～ | 2011 | 8 | ☆☆☆日本語学校(東京) |
| 2011 | 10 | ～ | 2012 | 3 | 〇〇大学大学院 △△研究科 研究生 |
| 2012 | 4 | ～ | 2014 | 3 | 〇〇大学大学院 △△研究科 博士前期課程 |
| 2014 | 4 | ～ | | | 〇〇大学大学院 △△研究科 博士後期課程 |

- Q** 入学したばかりで、在籍する大学院の成績証明書がありません。その場合、大学の時の成績証明書で対応可能でしょうか？
- A** 卒業した大学の成績証明書で応募可能です。
- Q** 成績証明書は原本でなく、写しでも宜しいでしょうか？
- A** 成績証明書の写しで応募可能です。
- Q** 母国語で書かれた成績証明書で応募出来ますか？
- A** 応募いただけます。日本語もしくは英語表記の成績証明書の取得が困難な場合は、母国語で書かれた成績証明書で応募可能です。また、成績証明書は原本でなく写し（コピー）で応募していただけます。なお、募集要項に記載の通り、履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるものをご提出ください（合格、不合格の評価のみのものは不可）。
- Q** 願書は手書きでなくても応募できますか？
- A** 応募者本人が手書きでご記入ください。タイプした願書は選考対象外となります。

その他のQ&A

Q 英語で書いた願書は受け付けていますか？

A 受け付けますが、日本語訳の添付が必須です。その場合も、願書への英語での記入は必ず応募者本人が手書きで行ってください。なお、日本語で記入出来る部分は日本語で記入してください。日本語訳は手書きである必要はありませんが、「将来の抱負」と「研究内容」「昨年度の成果」については必ず字数制限を守り、字数を明記してください(様式は問いません)。誤訳、大幅な訳漏れ等の日本語訳の不備は選考対象外となりますので、ご注意ください。

Q 英語で記入する際、願書のマス目のある「将来の抱負」と「研究内容」「昨年度の成果」はどのように記入したらいいですか？

A マス目を無視してご記入ください。

日本語能力に関するQ&A

Q 日本語のレベルに関わらず応募できるのでしょうか？

A 日本語のレベルに関わらず応募することは可能です。ただし、在日期間に比しての日本語能力は、合否に影響を及ぼす可能性があります。

Q 英語での面接試験は可能でしょうか？

A 原則、面接は日本語ですが、在日期間が短い方に関しては英語での面接も可能です。ただし、日本語で願書を提出した場合は日本語での面接になります。英語での面接は認められませんので、必ず応募者が使用可能な言語で願書を記入してください。

Q アルバイトなどの収入は合否に影響ありますか？

A TAやRA、アルバイトなどの収入や研究助成金の受給は合否に影響はありません。ただし収入と支出の明細が記入されていない場合や、合理性に欠けると判断される場合は選考対象外となりますので、現状を正確に記入してください。

Q 面接はいつ、どこで行うのでしょうか？

A 大阪で3月下旬に行います。こちらで指定した日時に会場へお越しいただきます。

Q 面接の連絡はいつ来ますか？

A 2月下旬にメールにて大学の担当者にご連絡いたします。

Q 継続申請の場合も新規申請と同じように願書と添付書類を全て揃えて提出しなくてははいけませんか？

A 継続申請の方も初めて応募していただいた時同様に、全ての応募書類と添付書類を揃えて事務局宛てに提出してください。

掲載のQ & A以外にご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

財団の概要

設立年月日

2007年3月6日 「財団法人 大塚敏美育英奨学財団」 設立
2012年4月1日 「公益財団法人 大塚敏美育英奨学財団」 設立登記

設立の趣旨

わが国においては、近年少子高齢化が著しくなり今後更にこの傾向が加速化するものと思われ、若年の有能な人材の育成が強く望まれております。一方、わが国と経済、教育及び文化において深く結びついているアジア・アラブ・アフリカ地域等の開発途上国においては、若年層人口は増加傾向にあるものの、わが国等の先進国における大学等の高等教育機関で学び研究するものは限られ、また留学中の経済的基盤は不十分な状況にあると思われま。

このようなわが国と開発途上国の置かれている状況と今後の互恵の益々の発展が必要な現状に鑑み、アジア・アラブ・アフリカ地域等から、わが国の大学及び大学院に留学し、医学、薬学、栄養学、体育学及び経営学を専攻する留学生や留学院生に対し、奨学助成することは有意義であるものと考え、2007年に財団法人大塚敏美育英奨学財団を設立致しました。

出捐者・大塚敏美プロフィール

当財団は大塚グループ創業者一族の大塚敏美から私財の提供を受けて設立されました。

大塚敏美は1922年12月24日に徳島県鳴門市で生まれ、昼夜を問わず懸命に働く両親の下で、幸せな子供時代を過ごしました。1950年に父・武三郎が設立した大塚製薬工場に入社してからは、会社の事務はもちろん、社員寮の世話に至るまで責任を持って働く一方、日常生活では日々質素倹約し、節制に努めていました。晩年になり、何か世の中のお役に立てることがしたいと、長年に亘って蓄えた私財の提供を申し出ました。こうして2007年、大塚グループの発展を長年に亘りご支援いただいた海外地域からの留学生に対して奨学金を給付し、将来を担う人材の育成に寄与するという目的で、「財団法人 大塚敏美育英奨学財団」が設立されました。

財団法人の理事に就任してからは、毎年の奨学生認定式で長年の人生経験を通じて、「学ぶことのすばらしさ」「困難を乗り越えることの大切さ」を奨学生に語りかけてきました。礼儀正しく謙虚な人柄で、誠実さを貫き、2011年5月3日、清らかな88歳の生涯を全ういたしました。

大塚敏美の思いは現在も当財団の事業の中に生き続けています。

目的

日本国内の大学及び大学院に在学する有能な外国人留学生に対しての奨学援護を行い、もってわが国と世界の国々との国際親善と国際理解を担う有能な人材を育成することにより、わが国と世界の国々との学術、文化、教育の相互発展及び友好の発展に寄与することを目的としています。

事業

1. 日本国内の大学及び大学院に在学する有能な外国人留学生に対する奨学金の給付
2. 奨学金の給付を受ける留学生に対する生活指導及び助言
3. その他この法人の目的を達成するために必要な事業